

令和2年度

母子・父子・寡婦福祉資金貸付のしおり

～ひとり親家庭等の経済的自立と、児童の健やかな成長を願って～

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭、父子家庭および寡婦の方等に、低利または無利子で各種資金を貸し付けし、その生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的としている制度です。

② 貸付を受けることのできる方（原則として、65歳未満の方）

- ①母子家庭の母
- ②父子家庭の父
- ③寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- ④40歳以上の配偶者のいない女子（子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方、夫と死別・離婚した方のうち子どものいない方等。婚姻したことの無い独身の方は含みません。）
- ⑤母子家庭または父子家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の子（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金の貸付に限ります。）

③ 貸付を受けるための要件

- ①県内に居住していること
- ②児童の福祉、世帯の自立助成につながることに
- ③償還が達成できる見込みがあること
- ④保証人を必要とする貸付の場合は、保証能力がある保証人が得られること

貸付が受けられない場合

……原則として以下のような場合は各資金とも貸付が受けられません。
（ただし、個々の事情に応じてご相談にのることができる場合があります。）
これに加え、資金の種類ごとに別途、貸付条件があります。……

- ①申請者が寡婦または40歳以上の配偶者のない女子であって、現に子を扶養しておらず、前年度の所得が **2,036,000円を超える**とき（特別な事情がある場合を除く）
- ②申請者に一定の安定した所得があり、経済状態が良好で自力で資金の捻出が可能と認められる場合
- ③申請者が65歳以上の場合
- ④申請者が父母のない児童であって、法定代理人が選任されていない場合
- ⑤申請者が多額の負債を抱えるもの、破産申し立て中のものである場合
- ⑥申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合
- ⑦修学資金について、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸与を受ける場合
- ⑧同種の資金を重複して借りようとする場合、同種の資金ではないが両資金の持つ目的が矛盾するものを借りようとする場合（住宅資金と転宅資金、修学資金と修業資金 等）



など……

滋賀県

別表1 令和2年度修学資金 貸付標準限度額(月額)一覽表

学 校 種 別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000				
		自宅外通学	23,000				
	私 立	自宅通学	30,000				
		自宅外通学	35,000				
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000				
		自宅外通学	22,500				
	私 立	自宅通学	32,000				
		自宅外通学	35,000				
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000				
		自宅外通学	52,000				
	私 立	自宅通学	59,300				
		自宅外通学	84,300				
短期大学	国公立	自宅通学	45,000				
		自宅外通学	64,300				
	私 立	自宅通学	62,300				
		自宅外通学	87,300				
大 学	国公立	自宅通学	47,300				
		自宅外通学	72,300				
	私 立	自宅通学	72,300				
		自宅外通学	97,300				
大学院			88,000				
			122				
専修学校(一般課程)							

別表2 令和2年度就学支度資金 限度額一覽表